

令和3年5月31日

加盟団体会長 各位

(一社) 渋谷区体育協会  
理事長 野末 雅文

## 緊急事態宣言の延長に伴う対応について

平素より新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をいただき深く感謝申し上げます。  
このたびの東京都における緊急事態宣言延長並びに一部緩和を受け、6月1日（火）から20日（日）までの期間、渋谷区では別紙のような対応がとられることとなりました。

つきましては、当協会並びに加盟団体事業に関しては区の方針に沿って、屋外における事業については引き続き感染症対策を十分講じた上での事業運営を行うことを可といたしますが、屋内事業は緊急事態宣言が解除されるまでは休止することといたします。関係各方面への周知方よろしくお願い申し上げます。

依然として予断を許さない状況が続いております。皆様におかれましては引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 大会及び事業の実施について（6月1日（火）以降）

**屋外での事業：**区施設の運営は引き続き通常どおりです。事業実施の有無については主管団体の判断にお任せします。  
実施する場合は、感染症予防対策を十分にとるようお願いいたします。

**屋内での事業：**緊急事態宣言が解除されるまで（6/20 予定）は引き続き休止してください。

その他 ①屋内のプールとトレーニングジムの個人利用は6月1日から再開されます。  
②20日までの緊急事態宣言中における体育協会関連事業は休止ですが、区が20日より前に屋内施設の一般団体利用を再開した場合には、会議室の利用は可となる見込みです。

(一社) 渋谷区体育協会事務局 和田・佐藤  
TEL・FAX 03-3468-8721 E-mail: jim@shibutai.com